

災害が発生した場合、緊急放送に切り替え、随時災害情報をお知らせします。



災害に備え、切り取って保管しておきましょう

キリトリ線

いずれも料金表示のないものは無料です

【記号の説明】 問＝問い合わせ先 申＝申し込み 関＝対象者 先＝先着順で受け付ける定員 休＝休館日



A-Lab Exhibition
**展覧会「飯川雄大個展 デコレーター
 クラブ 配置・調整・周遊」**

1005861
 問 シティプロモーション事業担当 ☎6489・6385

12月15日～2月3日午前11時～午後7時(土・日曜日、祝日は午前10時～午後6時) 休火曜日、あまらぶアートラボ(西長洲町2丁目)で、A-Labの構造を使って、事物の全容を断片から想像していくプロセス自体の作品を展示します。

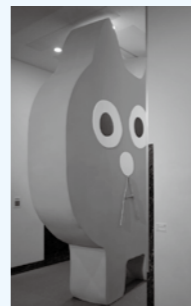
期間中に、作品や作家に対する理解をより深めるため、飯川さんがゲストを招いてトークイベントを開催します。

◆建築家・槻橋修さん、キュレーター・林寿美さん 12月23日(日)、「配置・調整・周遊」をテーマに。

◆キュレーター・椿玲子さん 1月26日(土)、「デコレータークラブ」をテーマに。

◆ディレクター・小川希さん 2月2日(土)、「小川さん！これからどうしていきましょう！」をテーマに。

トークイベントはいずれも午後2時から。先着30名(申)不要。



デコレータークラブ
 ピンクの猫の小林さん



柔道整復施術：はり・きゅう・あん摩・マッサージ
保険で施術を受けるには

10022892 (国民健康保険)
 10142283 (後期高齢者医療保険)
 6489・64220 (国民健康保険) 国保年金課 ☎6489・64220
 6489・6836 (後期高齢者医療保険) 後期高齢者医療制度担当 ☎

保険が適用されるのは、国家資格を持った人から次のような施術を受けた場合です。

①柔道整復 打撲・捻挫に対する施術や、骨折・脱臼に対する応急手当の施術を受けたとき。



約4300人の新成人が誕生します
成人の日のごほうび

10142242
 問 青少年課 ☎6429・3020 休月曜日



国民健康保険
新しい被保険者証を送付

10142260
 問 ① 国保年金課 ☎6489・6423
 ② 国保年金課 ☎6489・6434
 ③ 国保年金課 ☎6489・6434
 ④ ジェネリック医薬品通知サポートデスク ☎0120・433・400

① 新しい被保険者証

新しい国民健康保険被保険者証を11月中旬に送付しました。これまでの同被保険者証は有効期限が11月30日のため、12月以降は使用できませんのでご注意ください。

② 各種手続き

◆加入・脱退・変更手続き 右下表のような事由が発生した場合、その日から14日以内に届け出をしてください。保険料は申請日からではなく、資格取得日までさかのぼって掛かります

②はり・きゅう 神経痛やリウマチ、五十肩、腰痛症などの慢性的な痛みがある病気に對する施術で、同じ疾患で治療を受けていないとき。

③あん摩・マッサージ 筋麻痺や関節拘縮などで、医療上マッサージが必要となるとき。

単なる疲労回復を目的としたものや、肩凝りなどは保険が適用されません。



愛称が決まりました
子どもの育ち支援センター・ユース交流センター

1014407
 問 ① 子どもの育ち支援センター担当 ☎6489・6546
 ② 青少年課 ☎6429・3020 休月曜日

来年10月、あまがさき・ひと咲きプラザ(旧聖トマス大)内にオープン予定の施設について、皆さんに愛され見えやすく親しみやすい愛称を公募したところ、多数のご応募をいただき、次の通り決定しました。

①子どもの育ち支援センター さまさまな課題などを抱える子どもや子育て家庭に寄り添い、切れ目なく子どもの育ちの支援を行う施設で、愛称は「い



①いくしあ



②あまぼと



③アマブラリ

くしあ(提案者は北側利彦さん)です。

②ユース交流センター内の旧学生会館 音楽、ダンス、演劇などの活動をサポートする施設で、愛称は「あまぼと(提案者は朝倉修さん)です。

③ユース交流センター内の旧図書館 棟さまさまな学びをサポートする施設で、愛称は「アマブラリ(提案者は池永一広さん)です。

手続きの種類	手続きが必要な主な事由
加入	▷市外から市内に引っ越した ▷子どもが生まれた ▷職場の健康保険を脱退した ▷被扶養者から外れた
脱退	▷市内から市外に引っ越した ▷死亡した ▷職場の健康保険に加入した ▷配偶者の健康保険に加入した
変更	▷市内から市内に引っ越した ▷世帯主や世帯構成、氏名が変わった

◆必要な書類 マイナンバーを使用すれば、手続き用の各種証明書類が不要となる旨の広報がされていますが、一部の社会保険者から資格情報が得られないなどの理由により、次の手続きには証明書類が必要です。「加入」社会保険等資格喪失証明書「脱退」社会保険被保険者証か社会保険等資格取得喪失証明書「非自発的失業者保険料軽減申請」雇用保険受給資格者証。

③ 保険料の納付と各種制度

◆保険料の納付 保険料の納付方法は口座振替が原則です。まだ口座振替を利用していない人は、キャッシュカードで簡単に手続きができる「ページ

④ 後発医薬品の利用案内 通知書を送付

毎月下旬に、生活習慣病などの薬を処方されている同被保険者のうち、後発医薬品(ジェネリック医薬品)に切り替えた方が自己負担額が安くなる人を対象に「後発医薬品の利用案内通知書」を送付しています。

◆資格証明書を発行 災害などの特別な事情がなく、定められた期限内に保険料を納付しない場合、同被保険者証の代わりに資格証明書を発行します。資格証明書で受診した場合、医療機関の窓口でいったん医療費の全額を支払っていただきます。

後日、保険からの給付を申請できますが、保険料が未納の場合は、給付を差し止めたり、未納の保険料に充当したりする場合があります。

◆短期被保険者証を発行 保険料が未納の世帯に、有効期間が短い同被保険者証を発行(該当者には別途通知)しています。期限までに更新手続きをしてください。

◆口座振替受付サービスをご利用ください。10月からインターネットでの口座振替の申し込み受け付けも開始しています。ただし、一部取り扱いていない金融機関やカードがあります。

なお、口座振替手続きの案内と未納保険料の収納業務の一部を(株)バックスグループに委託しています。